

令和2年事業計画

(I) 基本方針

厚生労働省におけるひとり親家庭支援の重要な柱の一つとして、ひとり親に対する就業支援が掲げられている。中でも、ひとり親がより所得の多い正規の職員・従業員になれるように、資格やスキルを取得するための就業支援が肝要である。当連合会においても、平成30年度から県の事業である「ひとり親家庭資格取得応援事業」を受託し、看護師の資格取得を支援する「看護学校受験対策講座」及び様々な資格について学ぶ機会を提供する「資格取得セミナー」を実施しているところである。今年度も引き続き当事業を受託し、ひとり親家庭の経済的な自立のための支援をしていく所存である。

また、16年ぶりに養育費の算定表の見直しが図られ、昨年12月に公表されたことは記憶に新しいが、その内容は社会の変化に合わせ、多くの場合に増額となっている。この背景には、母子世帯の7割超が離婚の際に養育費の取り決めをしておらず、また受け取っていないという現状がある。このことは、子どもを育てる側のひとり親の生活が経済的に困難な状況になる要因の一つであり、子どもが自立するまでの継続的な養育費の確保は、我々が行政と一体となって解決すべき喫緊の課題と言える。

一方で、令和2年度税制改正大綱により所得税が軽減される「寡婦（夫）控除」の対象の見直しが予定され、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な措置が講じられることとなった。このように、様々な支援が複合的に実施されることが重要であり、ひとり親家庭の子どもが安心して成長できる社会の実現に繋がっていくものと考え。今後も引き続き、当事者団体としてその実現に向けた支援の一翼を担っていきたい。

併せて、昨年度同様に子育て支援セミナーやクリスマス会など単独の公益目的事業を実施するとともに、県委託の「母子家庭等交流・生活支援事業」を活用して、傘下の母子寡婦福祉会会員のみならずその周りにいる多数のひとり親家庭に対してその福祉の向上を目指す事業を実施、支援をしていく。

そして、あらたに大きな社会的問題となっている新型コロナウイルス感染拡大に対する会員への支援を行うとともに、当会が実施する事業についても感染防止の観点を踏まえながら対応していくものである。また、当初令和3年度に埼玉県において予定されていた「関東地区母子寡婦福祉研修大会」の開催が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和4年度に延期されることになった。引き続きその開催に向けて準備を進めていくものである。

(II) 事業内容

1 公益目的事業

(1) 公益目的事業1：母子家庭等交流・生活支援事業

子育て支援セミナー・ひとり親家庭親子ふれあい事業等

今年度も引き続き、地域の母子寡婦福祉会による各種会合を実施するとともに、地域相談員が地域で孤立しがちなひとり親家庭等に対して同じ仲間目線で相談支援を行うことにより、地域におけるひとり親家庭の見守り体制を確立していく。

ア 地域相談員養成研修

地域の母子寡婦福祉会の役員を主な対象として相談技術や福祉制度等に関する研修を実施し、研修修了者には地域相談員を委嘱し、地域のひとり親家庭の良き相談役として活動してもらう。

イ 交流会・相談会・生活支援講習会の開催

地域の母子寡婦福祉会は、地域の実情に応じて相談会とともに交流会を開催し、孤立しがちなひとり親家庭に対し仲間との交流の場を提供するとともに、子育てや健康更には家計管理に関する講習会も開催する。これらの会合には会員の周りのひとり親の参加を広く呼びかける。

この活動の中で、地域相談員は、悩み事を抱えているひとり親に対して、仲間目線に立ったアドバイスを行っていく。必要に応じて関係機関に繋げていくとともに継続的な見守り活動を行っていく。

なお、県連合会では、相談指導員（事務局員）により活動内容や事務処理に対するアドバイスを行う。また、県広域での交流会の実施や母子寡婦福祉会のない地域のひとり親家庭の支援も行っていく。

ウ グループ談話会（はな＊カフェ）の開催

母子寡婦福祉会のない地域に対しては、グループに分かれテーマを決めての意見交換や互いの悩みの解決策を話し合う談話会を開催し、仲間作りを促進し広域の交流を行っていく。

エ 夜間電話相談窓口の開設

今年度も引き続き、昼間は就業しているひとり親への利便性を高めるため、夜間電話相談を開設する。

オ ひとり親家庭訪問事業の実施

地域相談員等を対象に、訪問支援や相談スキルを身につけるための研修を実施する。

訪問支援の実施団体「埼玉ホームスタート推進協議会」と連携し、ひとり親家庭に対する支援を実施する。

カ 子育て支援セミナー・交流会の開催

収益事業の果実を主な原資として、子育て支援セミナー及びクリスマス会等を実施する。各行事では、会員・非会員を問わず母子寡婦福祉会のない地域のひとり親も対象にした交流会を開催し、仲間作りを促進するとともに母子会への加入を働きかける。

特にセミナーのテーマとしては、子どもに対するパソコンスキルの向上に関するものとして情報処理やプログラミングなどの時代の潮流に適合したものを設定し、子どもの支援をするとともに親子の交流も促進していく。

キ 外部団体が主催する社会貢献活動への協力

民間企業や他の非営利活動法人などが行うひとり親家庭に対する社会貢献活動（三菱商事：母と子の自然教室、ローソン：給付型奨学金制度、りそな未来財団：りそ

な DAY キャンプなど)に協力し、ひとり親家庭の福祉向上に寄与していく。

(2) 公益目的事業2： 埼玉県母子・父子福祉センター法律相談等事業

埼玉県ひとり親家庭資格取得応援事業

ひとり親家庭向け研修会開催事業

ア 法律相談

今年度も引き続き女性弁護士にお願いし、当連合会所在地であるさいたま市で実施するとともに、交通の利便性を考え東部地区（春日部市）及び西部地区（川越市）においても実施する。

イ 技能講習会（パソコン教室）

今年度も引き続き、就職や転職時での地位向上に必要なパソコン技能の習得を目的として、講習会（平日コース・休日コース）を開催する。ワード講座においては初心者から資格取得希望者までの受講を可能とし、他にワードとエクセルのどちらかを選択できる講座も開講する。また託児サービスを提供し、受講者のニーズにあった利便性を高めるとともに、西部地域でも開講し地域的利便性を確保する。

ウ 就業支援講座

今年度も引き続き、就職・転職に際して必要となる知識・技術の習得を目的とした講習会及び県福祉事務所所属の就業支援専門員による個別就業相談会をパソコン教室と一体的に開催する。

また、埼玉县委託事業「埼玉県ひとり親家庭資格取得応援事業」を受託し、正規雇用に関わりやすい資格取得や、より条件のよい転職を支援するため、看護学校受験対策講座及び資格取得セミナーを実施する。

エ ひとり親家庭向け研修会

収益事業の果実及び共同募金助成事業を主な原資として、ひとり親家庭の生活に役立つテーマで、誰でも気軽に参加できる研修会を年2回開催していく。

(3) 公益目的事業3： 情報提供活動・研修会参加・市町村団体助成事業

収益事業の果実及び共同募金助成事業を主な原資として、以下の事業を実施する。

ア 情報提供

①会報誌「ひまわり」の発行

年2回の発行として、県連合会及び母子寡婦福祉会の活動の紹介やひとり親家庭のための有益な情報を提供していく。

②ホームページの更新

県連合会活動の情報開示の場とするとともに、広くひとり親家庭に対する情報提供の窓口として、傘下の母子寡婦福祉会の活動の情報やひとり親家庭にとって必要と思われる各種情報を迅速に提供し、母子寡婦福祉会の魅力を発信していく。

③『事業概要』『市町村団体調べ』の作成

当連合会の歴史の変遷を記録するとともに、当会の毎年の活動を関係機関に周知していただき、傘下の母子寡婦福祉会の現況を相互に認識して貰い、活動の強化を

図っていく。

④ SNS を活用した情報提供

今年度の新たな取り組みとして、近年ひとり親世代のコミュニケーションツールの一つとして利便性の高い SNS を活用し、ひとり親に役立つ、暮らし、就業、奨学金、教育などあらゆる情報を迅速に提供していく。

イ 各種研修会参加

関東地区母子寡婦福祉研修大会や全国研修大会に多くのひとり親家庭が参加し、先進的な事例を学ぶことにより、本県におけるひとり親団体・グループの活動の質的向上を目指す。このため、関東地区母子寡婦福祉研修大会については、引き続き参加費を助成する。

ウ 市町村団体助成

財政基盤の比較的弱い市町村の母子寡婦福祉会の活動に引き続き助成するとともに母子寡婦福祉会のない市町村でのひとり親家庭の親たちのグループ活動に対して助成を行うことにより、地域におけるひとり親家庭の活動を強化する。

2 収益事業

(1) 収益事業 1：母子福祉会館の経営

基本財産である母子福祉会館を引き続き「埼玉県手をつなぐ育成会」に賃貸し自主財源を確保する。なお、母子福祉会館の老朽化による修繕が見込まれるので修繕費の積立てを検討する。

(2) 収益事業 2：清涼飲料水自動販売機の設置運営及び物品の斡旋

自動販売機を設置することにより手数料収入を得るとともに、観劇及び全母子協指定業者（ホリウチ）の物品を各母子寡婦福祉会で斡旋することにより収益を得る。

また、各母子会で直面する自動販売機の設置に伴う一般競争入札の動きにも、当連合会として個別的に対応していく。

3 法人運営

(1) 理事会・評議員会は、法令、定款に従い、適正に開催するとともに、重大事案が発生した場合は、臨時会を開催するなど柔軟に対応していく。

(2) 母子部については、クリスマス会など広域の行事について企画・運営を行うとともに、特に中間層（子が中高生の家庭）のために新たな企画を検討していく。さらに、SNS を通じたママ友ネットワークによる若年ひとり親世代の連携の拡大を目指していく。また、母子寡婦福祉会のない市町村での広域母子会員の加入促進を進める。

(3) 県をはじめ必要な機関に対して、ひとり親家庭の生活向上に関する事項、当連合会の運営に関する事項などについて陳情要望活動を行う。

(4) 令和4年度に延期となった関東地区母子寡婦福祉研修大会の埼玉県開催にあたって、引き続き物品を各母子寡婦福祉会で斡旋する等財源確保に努めるとともに、具体的な準備を進めていく。